

狭山支部主催の支部研修会について

1 件のメッセージ

nishi12305@gmail.com <nishi12305@gmail.com>

2023年10月23日 17:18

返信先: nishi12305@gmail.com

To: higashi_iruma_gyousei@googlegroups.com

東入間支部会員各位

支部研修室の西村です。

狭山支部主催の支部研修会を開催することになりましたのでご案内致します。

テーマ : 『いまさら聞けないインボイス』

日時 : 令和5年11月16日(火) 14:00~16:00

開催方法 : 会場参加方式

会場 : 産業労働センター 多目的スペース (狭山市入間川1丁目3番3号)

研修会に参加を希望される方は、令和5年11月9日(金) 17:00までにメールで直接担当者にお申込み下さい。

メールアドレス、申し込み記載内容など詳細は添付「R5-11年度狭山支部業務研修会ご案内」をご参照ください。

以上よろしくお願いたします。

西村行政書士事務所

行政書士 西村泰文

〒356-0004 埼玉県ふじみ野市上福岡五丁目3番25号 井出ビル3階

TEL : 049-293-4213 FAX : 049-293-4214

Mail : info@office-nishimura.biz

埼行狭第 05-10 号
令和 5 年 10 月吉日

狭山支部会員 各位

埼玉県行政書士会狭山支部
支部長 久保山潤二

研修会開催について

研修名称	いまさら聞けないインボイス
講師	狭山商工会議所 東亭 義之 様
研修内容	<p>とうとう始まりましたインボイス制度 一個人事業主や法人として切っても切れない制度です。 また、行政書士として事業者の方々に関わる中で、これまで話題に上ることも多か ったかと思えます。 とはいえ、いまさら聞きづらいけど「これってどうなの?」「こうゆう場合は?」 等なかなか解消できない疑問点もあるかと思い、今回の企画に至りました。 行政書士として事業者の方々からインボイス制度について説明を求められた場合の 適切な対応や行政書士業の個人事業主としての具体的対応方法、猶予期間後の対応 について、商工会議所の職員として、日々、多くの事業者の方々とは接し、生の声を 聞いている東亭様に講師を務めていただきます。</p>
日時	令和 5 年 11 月 16 日 (木) 14:00~ (受付: 13:30~)
会場場所	狭山市産業労働センター 多目的スペース (狭山市入間川 1 丁目 3 番 3 号)
定員	会場定員 40 名 (先着順)
参加費	無料
懇親会	Grand 9 ESPRESSO 埼玉県狭山市入間川 1 丁目 18-1 102 会費 4,500 円
申込方法	<p>【メール申込のみ】研修申込メールアドレス g.s@naganuma-office.com</p> <ul style="list-style-type: none">・件名は「狭山支部業務研修会申込」としてください。・本文に「氏名、懇親会の参加有無」を記載の上、送信してください。・上記メールアドレスを受信できるよう予め設定しておいてください。
申込期限	令和 5 年 11 月 9 日 (金) 17:00 または 定員に達した時点
注意事項	<p>(1)受講は会員に限定します。 (2)録音・録画は禁止します。</p>